

第22期 水俣学講義

2024.1.18

水俣病被害 当事者の 抗い続ける 50年

熊本学園大学水俣学研究センター

研究員 井上ゆかり

出典：2023年3月8日、朝日新聞

学生の皆さんの感想（学びの共有）

- 一番驚いたのは科学者の失敗であることで、法的責任は問われないことである
- 漁師さんへの補償が何回もあったのに患者さんの補償が少ない
- 最近ふるさと（福島）が世界の腫れ物のように色々言われていますが、私自身、自分のふるさとと向き合ってきたかなと思われました
- 今でいう「生活保護」的な制度は適用されたのですか？
- 「奇病のかげで」の映像のなかで（患者の）家に薬の販売にきていた人がいたが、あの団体は誰なのか、何の目的なのか気になった
- 熊本県は一体となって健康調査をすべきではないか
- 法律に基づく解決にしなければならなかった理由がわかりました。今でも水俣病の被害者の方々が苦しんでいる中、これで水俣病は終わったとっていいものかと思うところがあった

出席カードに
次のことを
書いてください

- ① 原告たちは、水俣病の訴訟で、何を求めているとあなたは考えますか
- ① 水俣病事件は過去のものとならない理由をあなたの考えを述べて下さい
- ② 理解できなかったことや本日の講義への感想

CONTENTS

✓ CHAPTER1

揺れる水俣ーかき消す力と抗う

✓ CHAPTER2

水俣病訴訟の現状

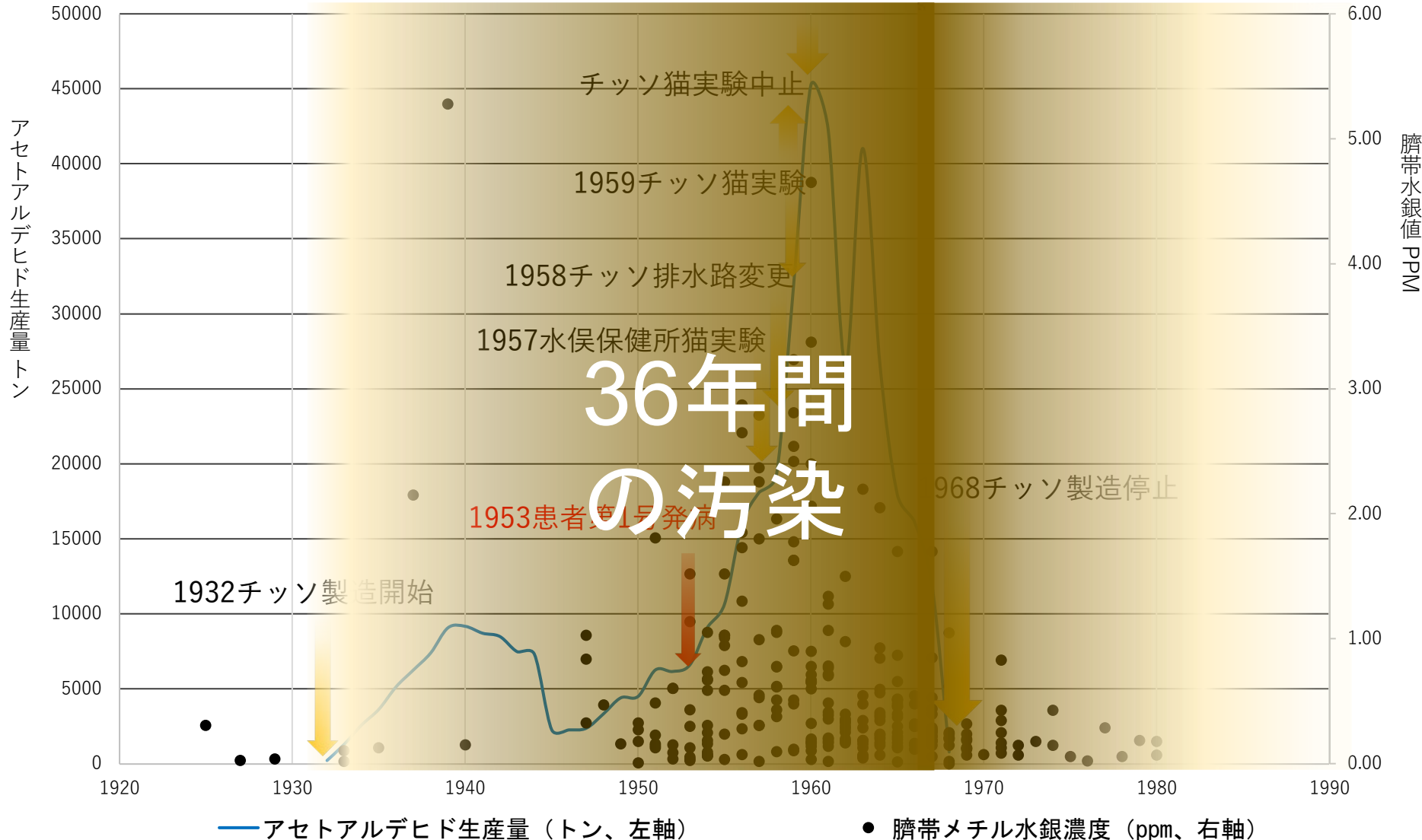
✓ CHAPTER3

加害者の「謝罪と補償」の現在

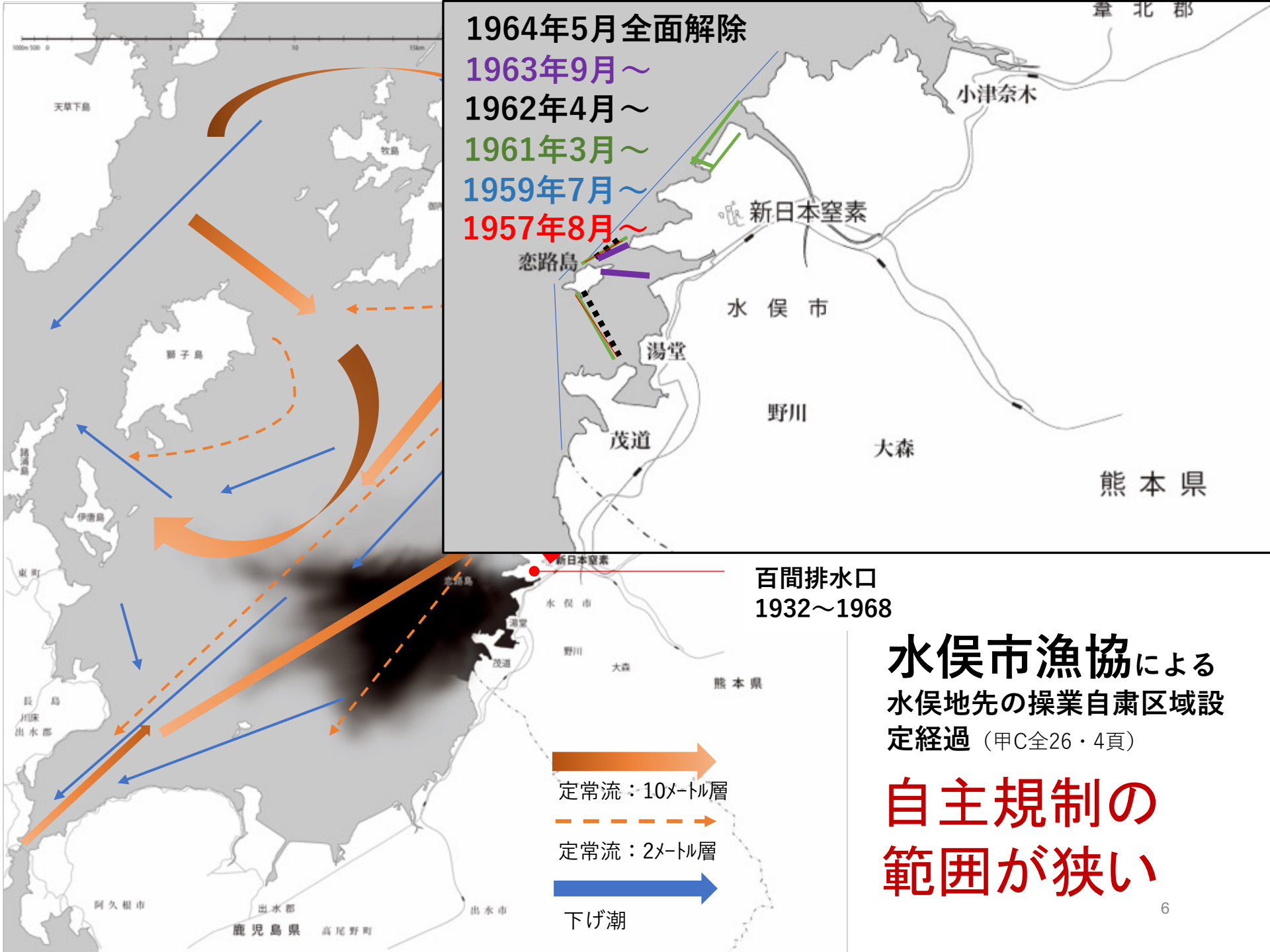
アセトアルデヒドの生産量と臍帯水銀値のグラフ

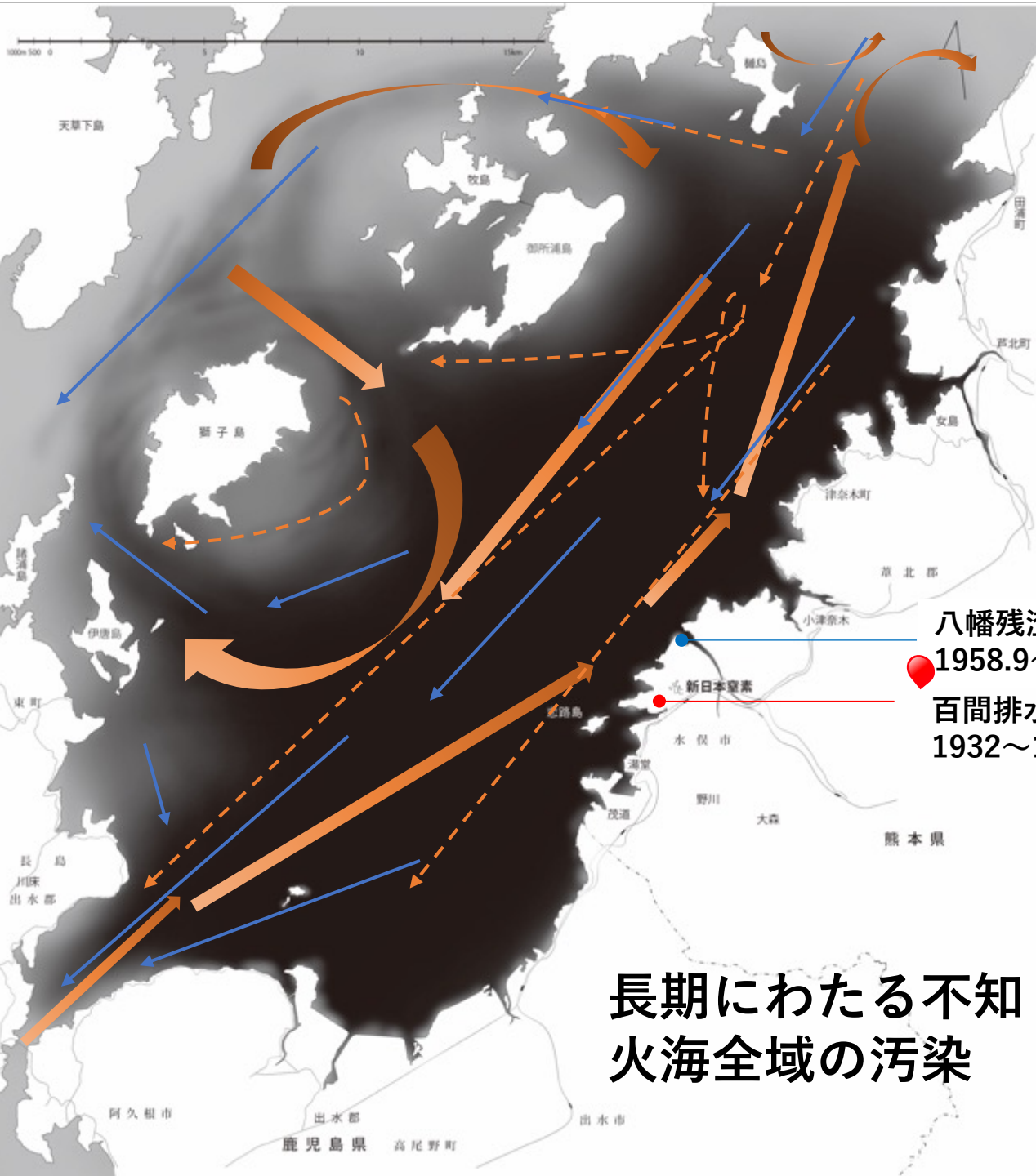
1957年9月、厚生省「水俣湾内の特定海域の魚貝類がすべて有毒化している明らかな根拠は認められない」ので食品衛生法は適用できない

1960生産頂点

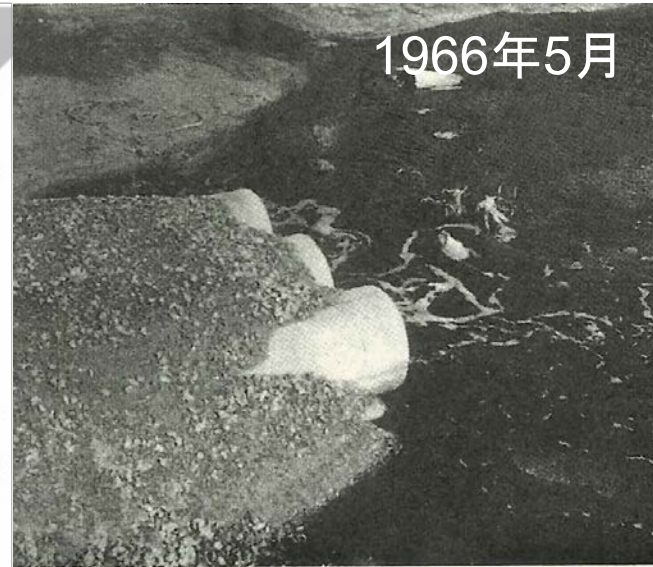


出典：「水俣工場のアセトアルデヒド生産実績と設備の稼働状況」有馬澄雄編『水俣病-20年の研究と今日の課題』青林舎,1979年,159頁、へその緒の水銀値は原田正純・頼藤貴志著「不知火海沿岸住民の保存臍帯のメチル水銀値」『水俣学研究』創刊号,2009年,153頁。





1966年5月



出典：水俣病研究会『水俣病にたいする企業の責任—チソの不法行為—復刻版』水俣学研究資料叢書1、熊本学園大学水俣学研究センター、2007年。

八幡残渣プール

1958.9～

百間排水口

1932～1

出典：新日本窒素労働組合旧蔵資料、熊本学園大学水俣学研究センター所蔵、No. 128-3-4、1962.8.11。

1962年5月



長期にわたる不知
火海全域の汚染

水俣市鮮魚小売商組合

1959.5.25-9.8

1959年6月14日

新聞折り込み「市民のみなさまへ」

「今まで病気になった人は、100%まで危険区域で自分でとって食してきた人たちです」 『水俣病事件資料集』 上巻、pp.192-193

1959年6月20日

市内パレード

1959年7月30日

市場において水俣漁師の魚は絶対に買わない様にと全員一致を見、実行

1959年8月 1日

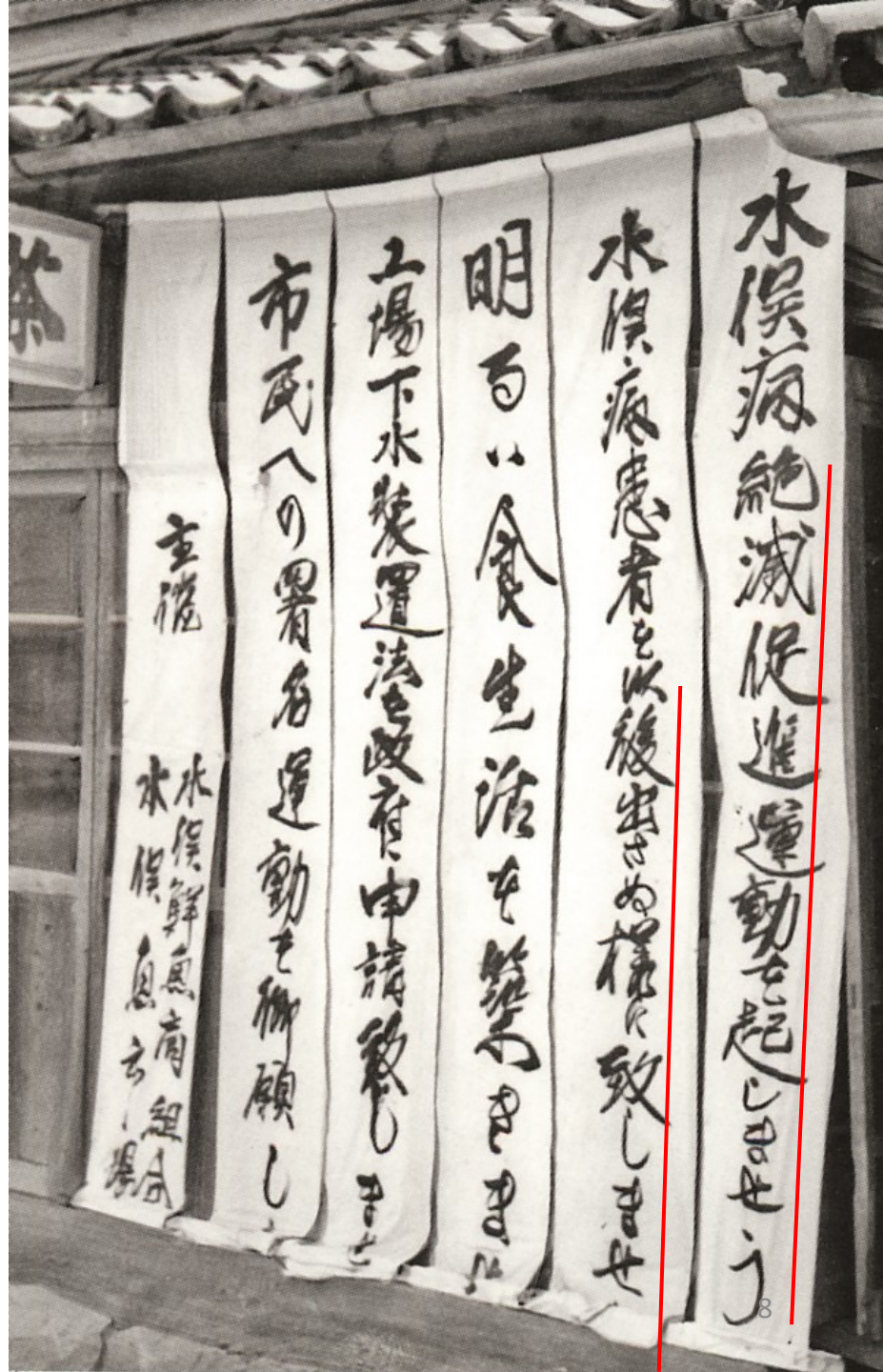
臨時総会にて、水俣漁業者の魚を買わないとする「不買宣言」を決議

1959年8月 6日

水俣市役所とチッソヘデモ

出典：「活動日誌」『水俣病事件資料集』 上巻、pp.189-192

写真：1959年7月「水俣市内にはられたスローガン」熊日『報道写真集 水俣病50年』2006年。



流通面に与えた影響

(湯浦漁協

1959年10月)

湯浦漁協の組合員82名

うち38名が「生活困難を極め今日、明日の食料入手の途なき家族が日を追うて増加」した。

出典：「請願書」『水俣病事件資料集』上巻、pp.165

主要魚種	影響の発生した時期	主要販路		価格面（1kgあたり）（単位：円）				備考
		従来	現在	従来の平均	影響発生後の平均	本年9月中の平均	従来9月の実績	
ボラ	1959 (昭34)	地元 熊本、人吉	熊本 人吉	180	20~60	30	200	地元では1匹も売れず
コノシロ	1959 (昭34)	地元	人吉	110	40~70	30	120	地元では1匹も売れず
チン	1959 (昭34)	地元	熊本 人吉	200	50~80	60	200	地元では1匹も売れず
ツナシ	1959 (昭34)	地元	東京	80	30~50	35	120	地元では1匹も売れず
ヒラ	1959 (昭34)	岡山 熊本、人吉	岡山 熊本	110	45~60	50	120	地元では1匹も売れず
エビナ	1959 (昭34)	地元	熊本 人吉	115	35~40	35	130	地元では1匹も売れず
タコ	1959 (昭34)	地元、人吉	人吉	150	150	120	120	地元では1匹も売れず

注) 1.本表中「従来」にあるのは昭和32年から昭和33年とする。2.価格は1kgあたりの単価とする。

1959年8月・11月 不知火海沿岸漁民 の抗議行動

- 8月。297人の水俣市漁民と鮮魚小売商組合員が漁業補償を求めた。**工場は水俣病の原因が工場排水だと確定してない**として見舞金300万円を提示
- 11月。9月に津奈木に水俣病患者が確認。水俣以外の漁民も生活困窮。2回にわたりチッソに県漁連が交渉を申し入れるが拒否。2000人の漁民と警官隊が衝突、熊本県警は4漁協長を含む141人を書類送検
- 7月 熊大研究班、汚染毒物として水銀が極めて注目されると発表
- **10月 チッソ附属病院、排水を投与したネコ発病
→チッソ、実験中止させる**

写真：1959年8月「漁民の訴え」熊本日日新聞『報道写真集 水俣病50年』2006年

1959年12月 浄化能力のない サイクレーター 設置

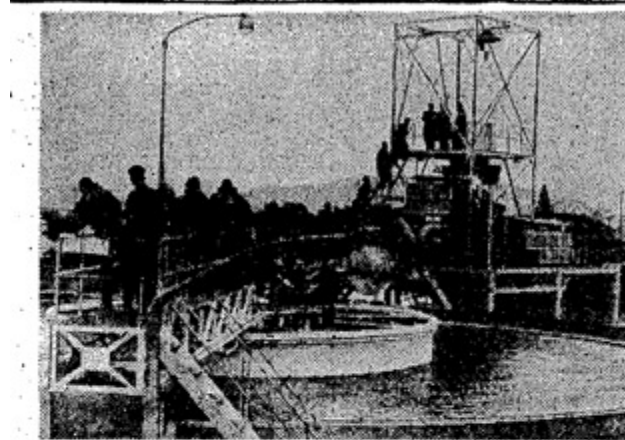
■10月チッソの猫実験

■吉岡喜一社長は完工式
で水路から排水をくみ
「こんなにきれいで
す」と一気に飲み干し
た。この水は水道水
だった

■西田栄一工場長は「サ
イクレーターを通した
水は水俣川の水よりき
れいになる」と説明

■廃水に溶けた水銀は除
去できない

■廃水経路とは無関係な
場所に設置



新浄化装置を見学する一行

千九百三十人、冬四千二百九十
人に達する、収容率はわずか七
〇割だった。とくに入学希望者が
殺到する熊本市では六〇％しか収
容できず、この傾向は年々中学
卒業生がすすんでいるため一層ひど
くなると見えて、三十九年三月に
は、一ヶ月に達し、卒業生総数は約
五万一千人となり、進学希望者も
年々すすんでいく見込み。

このため各中学では補習授業に
熱を注いでおり、県下で八四％
完成した新日産工場の新浄化
装置の完工式は、二十四日午前十二
時から現場で行なわれた。

この朝本知事はじめ市長、副市長、
長、村瀬代議士、川瀬福岡連立局
長、小崎日社長、深井水俣社長、
長、上野田水俣社長、大田日本化
学工業所社長、地元からは中村
市長、楠山水俣社長、田中、長野
西原、東北地区町村長ら約百
人が出席し、同工場内諸施設をバ
スで巡視した。新浄化装置のサ
イクレーター、セディフローター
設備などを見学、尾下工場長らの
説明を聞いた。ついで市公会堂で
の完工式にのぞんだ。吉岡新日産
社長は、本知事はじめ関係委員
の努力により、水俣と千原の補償
問題が円満に解決したことを中心
から感謝する。とあいさつ、西田工
場長は、浄化装置から自動排水
水溝へ流される水は水俣川の川水
よりきれいになる。工場としては
こんないつでも同様の公開を行
ない、批判をおおきたい。と語り
同事を追進した東京在任インフ
イル社へ感謝状をおくられ、寺
本知事、村瀬代議士ら六人の来賓
祝辞があった。

とくに村瀬氏はこの日の浄化装
置は全国でも一番優秀なもので
ヨーロッパの諸工場の水質をぬ
くように、三十五年度の大蔵省発表は一
十三百各管内示されたが、熊本
県関係では後援の調査や、各
機関が比較検討したのがいい方。
このほか、関係共進して、純粋分は
どうやら、新見分は、新見分は、
なみ切られて、新見分は、新見分は、
拒絶に入っている。これまで、わ
かったままのつぎのとおり。

水俣 県関

いっている。と努力した。この
あと、パチに修り午後、時を
る機会だ

優秀なる新浄化装置
新日産
水俣工場
きのう盛大に完工式

出典：熊本日日新聞、1959年12月25日、朝刊3面

1959年12月 見舞金契約



出典：熊本日日新聞社編集局編『水俣病50年報道写真集』熊本日日新聞社、2007年

昭和三十四年十二月三十日

第四條 甲は将来水俣病が甲の工場排水に起因しないことが決定した場合においてはその月をもつて見舞金の交付は打ち切るものとする。
 第五条 乙は将来水俣病が甲の工場排水に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わないものとする。
 本契約を証するため本書式通を作成し甲、乙各巻通を保有する。

死者	30万円
葬祭料	2万円
年金成人	10万円/年
年金未成年者	3万円/年 成人達し5万円/年

奇病問題を
終わらせよ
うとする
チツソの力

出典：水俣病研究会蒐集資料「契約書」No.775、1962年12月27日、熊本学園大学水俣学研究センター所蔵

チッソ労働者も
八幡残渣プール
近くで魚釣り
1962年



出典：新日本窒素労働組合旧蔵資料、
熊本学園大学水俣学研究センター所
蔵、No. 545-29-29、1962.9.26



出典：新日本窒素労働組合旧蔵資料、
熊本学園大学水俣学研究センター所
蔵、No. 473-12-14、1962.9.21

新日本窒素労働組合 1968.8.30 恥宣言



出典：新日本窒素労働組合旧蔵資料「映像で見る新日本窒素労働組合の歴史」、熊本学園大学水俣学研究センター所蔵、1962.8

1931号(昭和34年1月8日第三種郵便物認可)

さいれん 毎週(火・木・土発行) 昭和43年8月31日 (土曜日)



水俣市栄町1の1
合化労連新日窒労組
一冊2円

発行者 横田重信
編集人 教宣部
印刷所 東印刷所

四三年度運動方針決る

固い団結でたくましく前進しよう

組合は昨日第三一回定期大会を開いた。大会は社、共両党代表、日吉水俣病市民対策会議会長、松本地協事務局長を来賓としてあいさつをうけ、また合化本部を始め紙バ、労連九地本、東庄三化、日本酸素、日華油脂、日本火薬、小野田肥料、日本板硝子、日本合成など各組合から祝電が寄せられた。定期大会は、十二日から行なわれてきた職場集金の総決算として、専従体制、部員の活用、連合会予算、原水禁活動、総合共済、政党との関係、一部の職場で代議員手当を出している問題、職能給、職能制度に対する闘い方(これに先立つ前夜勤者大会では橋本後援会ができたのは当方に弱点がなかったか、四、三制との闘い方、安保と合理化などが討論された)など活発な質疑討論が行なわれ、圧倒的多数で今年度運動方針、予算決算が決定された。いつか秋の気配のしのびよってくる十九時すぎ、たくましい前進を誓って定期大会は終わった。がんばろうを歌う固い団結の顔と肩も安賃斗争以来七年め、私たちは本日から直ちに昭和四三年度の闘いに入ります。

何もしてこなかったことを恥とし

水俣病と闘う

また定期大会は、何もしてこなかったことを労働者の恥とし、水俣病と闘うことを万場一致の拍手をもって決議した。決議文は次の通りである。

大会決議

水俣病は何十人の人間を殺し何十人の人間を生きたがらの不具者にし、何十人のみどり児を生れながらの片輪にした。水俣病の原因がチソの工場排水にあることは、当時からいわれており、今日では

市民はもちろん、日本中の常識になっている。

その水俣病に対して私たちは何を闘ってきたか？ 私たちは何も闘い得なかった。

安賃斗争から今日まで六年有余、私たちは労働者に対する会社の攻撃には不屈の闘いをくんできた。

その経験は、闘いとは企業内だけで成立しないこと、全

国の労働者と共にあり、市民と共にあること、同時に闘いとは自らの肩で支えるものであることを教えた。

その私たちがなぜ水俣病と闘いえなかったのか？ 闘いとは何かを身体を知った私たちが、今まで水俣病と闘い得なかったことは、正に人間として、労働者として恥しいことであり、心から反省しなければならぬ。

する闘いは同時に私たちの闘いなのである。

会社は今日に至ってもなお水俣病の原因が工場排水にあることを認めず、また一切の資料を隠している。私たちは会社水俣病の責任を認めさせるため全力をあげ、また、今日なお苦しみのどん底にある水俣病の被害者の人々たちを支援し、水俣病と闘うことを決議する。

昭和四三年八月三〇日
合化労連 新日窒労組
第三一回定期大会

闘いとは何かを身体を知った私たちが、今まで水俣病と闘い得なかったことは、正に人間として、労働者として恥ずかしいことであり、心から反省しなければならぬ。

水俣病に対する闘いは同時に私たちの闘いなのである。

出典：新日本窒素労働組合機関誌『さいれん』復刻版、熊本学園大学水俣学研究センター、

1968年
政府
公害認定

・ 下出典：読売新聞オンライン「未来へのメッセージー水俣病公式確認60年」

<https://www.yomiuri.co.jp/special/minamata60/60ayumi/?chapter=6>

- 右出典：1969年6月14日、毎日新聞

1969年
一次訴訟
提訴

水俣病賠償 法廷の争いに



熊本地裁前で請求提出を語る渡辺米蔵訴松浦
代表（左）中央は日吉フミコ市民会議会長

六億四千万円の請求提出

恩恵者互助会（山本亦市会長、九十三世母）の訴訟監、代表委託近松さん（二十八世母は四日前午一時、チソソ会社を相とつて総額六匁四匁二厘三九四四四四四四）のほろ密蔵料利得の民労訴訟を熊本地裁に一括預託した。四月二十日訴訟に簡切つたが二月二十日のことである。これで新潟県阿賀野川の「ゼンソウ網」富山県四日市市の「ゼンソウ網」富山県神通川の「イタイイタイ病」の四で争われることになった。

恩恵者は恩恵者四十一人うち死者十七人、重症者七人、労働不能者十四人、労働可能者三人とその家族八人の計三十一人。世母別て請求金額の一匁八厘は江藤下三郎さん宅（死亡者）、労働不能者（同可能）の五千三百円、最も少ないのは崎岡さん宅（労働不能者）の千円。

原告側は、昨年九月、政府が水俣病公費と認定したが、その相

獄訟の自主交渉を拒否したため、四月四日、金沢府に訴へられた。控訴は却下され、四月八日に上告された。控訴審で判決が出たのは五月三日、上告審で判決が出たのは六月一日である。

控訴審で判決が出たとき、被告側は「控訴審で判決を出さなければならぬ」と主張したが、原告側は「控訴審で判決を出さなければならぬ」と主張し、結局、控訴審で判決が出た。

上告審で判決が出たとき、被告側は「上告審で判決を出さなければならぬ」と主張したが、原告側は「上告審で判決を出さなければならぬ」と主張し、結局、上告審で判決が出た。

このように、被告側は「判決を出さなければならぬ」と主張し、原告側は「判決を出さなければならぬ」と主張し、結局、判決が出た。

千二百員)の訴訟費用を同席に申請した。

【黒田・井渡団は訴訟提申のあと次のような声明書を発表した。】

親戚、近縁な水俣病の被害者であるチソ公社は、被害者に対して損害賠償責任を負担すべきでなく、水俣市に公社の負担すべき出費を押しつけ、被害者の不払申立てをばねにつくとした。

すでに被害者機関として結成した水俣病被害者委員会が地方公共団体の機関であるのかその性格は不明である。

訴訟費用を求めると主張し、井渡団は念仏三百四十七人あり、この被害者たちの期待をにらみて、この被害者たちをばねにつくって仲間を進め、きょう被害者となる被害者四十一人の被害者にわたして六億四千四百三十九万九千四百四十三圓七角五厘を提出する。十四円半の損害賠償請求訴訟を提起する。人道のため多くの團體と共に良心の科料者の支援を受けて正統納付を行うことを獲得して、順規、利権優先から生まれる公害を絶滅のために戦つてを証明する。

「らが苦しい闘い」
熱っぽく患者家族

[illegible]

救済制確立急ぐ

見

**水俣病・阿賀野川中毒
政府、公害病と認**

長期汚染が基盤
阿賀野川

産業より人命を優先

公害防止措置迫られる



河崎野の中絶で東京医大の
産婦人科を辞職する

大幅減税見送り

新規政策 一千億円以下に

共同提案国に

中国代表権の重要事項

[illegible]

1970年 労組が公害に抗議しストライキ



写真：1970年5月「抗議集会」熊本日日新聞
『報道写真集 水俣病50年』2006年

水俣病補償協定書調印にあたって

立会人 衆議院議員 馬場 昇

I 長期にわたった困難な補償問題が、解決して、本日協定書が調印されたことは、厂史的な事柄といわねばならない。世話をした人として感慨深いものがある。

II 協定書は

1. 前文で、チッソ株式会社は、

- ① 水俣病発生の原因者たることを承認し、② 今日までの充分な対策に心から反省し、③ 被害家族の苦しみを陳謝し、交渉経過にも遺憾の意を表し、④ 社会に対して謝罪し、⑤ 潜在被害者に対する救済策にも万全な措置を約束し、⑥ 今後公害を絶対に起さぬことを確約し、⑦ 将来の被害家族の生活安定向上策を講ずるなど過去、現在、将来にわたる企業責任を明確にしています。

II 協定本文と協定内容は

- ① 過去、現在、将来の被害を補償し続けることを誓約し、② 環境おろかし、公害を絶対に起こさない。過去の汚染は責任をもって浄化する。以上を基本にしているが、

IV 交渉で特に意を用いたことは

① 被害者、家族の本当の心は、金ではなく、命を返せ、身体を返せということだ。それに応えることができない、苦しむだろう。強くはともう一度認めておきたい。被害者家族を泣き寝入りさせてはならないという立場であった。② チッソ株式会社は、責任をどんなにとっても、とり返すことができない。企業責任をとることで、企業として今後生きていく道があると考えている。

V 今後に対する私の希望

- ① この協定を基礎に、被害者家族は統一し、心を合せて生き、統一に交渉しにもういいたい。
- ② チッソは、この協定を誠実に履行することにより、奥民、鮮魚局その他との交渉も減量を待つことも早く解決して貰いたい。
- ③ この協定のチッソの交渉、責任は、やはり国、地方自治体の責任、責任であらねばならぬ。この機会に、人間中心の政治、公害撲滅の強い行政発展を望む。

第一次訴訟判決後の補償協定

立会人 馬場昇メモ

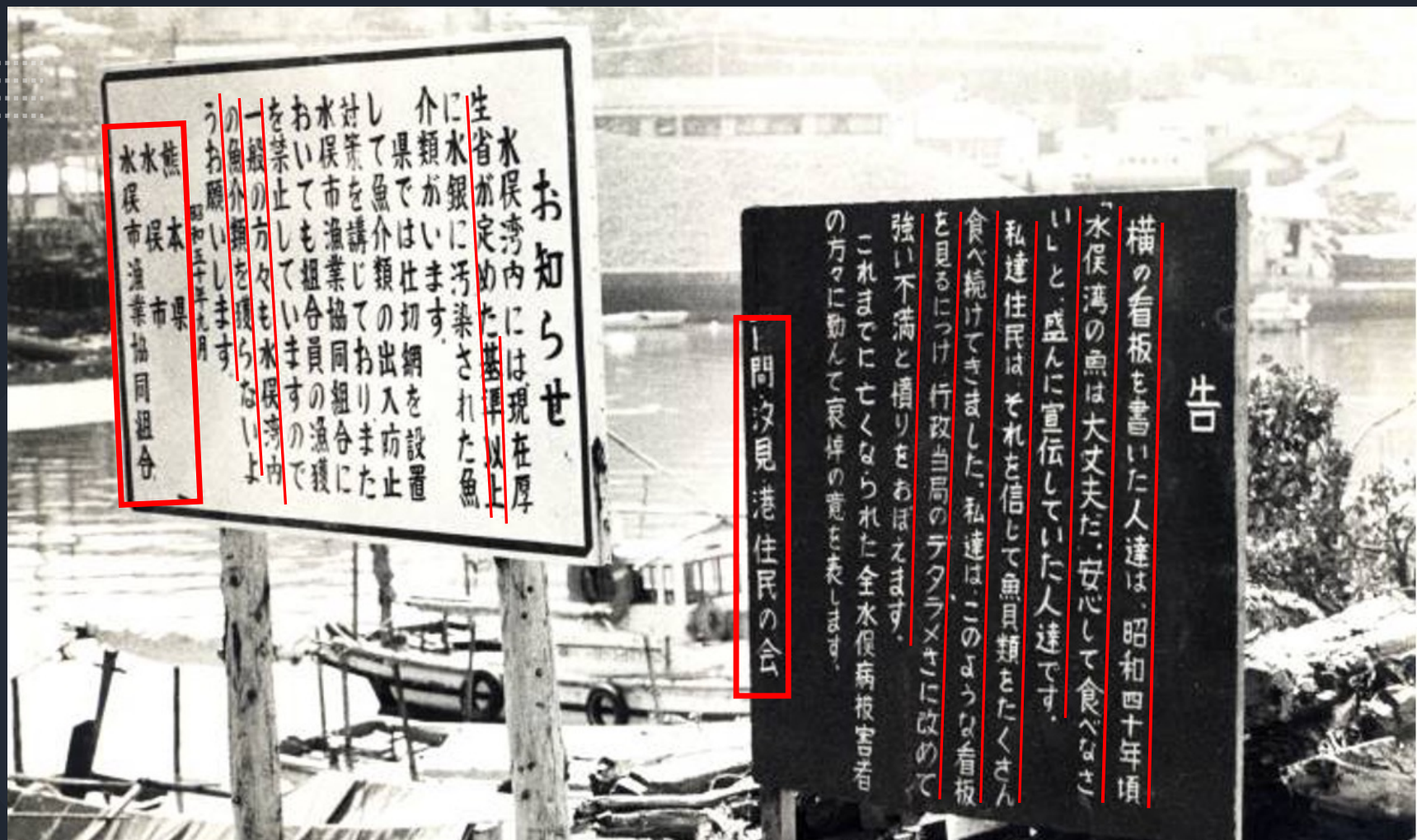
1973年3月20日

熊本地裁 患者勝訴判決

1973年7月

自主交渉によって補償協定締結

① チッソは、この協定を誠実に履行することにより、奥民、鮮魚局その他との交渉も減量を待つことも早く解決して貰いたい。
② この協定のチッソの交渉、責任は、やはり国、地方自治体の責任、責任であらねばならぬ。この機会に、人間中心の政治、公害撲滅の強い行政発展を望む。



1975年9月看板
汚染魚の喫食を
禁止しなかった

- 1953年患者第1号から20年以上
- 廃水停止後7年が経過

写真：原田正純先生提供、北岡秀郎さん撮影「1975年水俣湾にたてられていた看板」（国賠甲A163）

チッソ・トップに業務上過失致死傷罪判決

1988年2月 公害で加害企業の刑事責任が認められたのは水俣病事件のみ

549 昭和54年(1979年)3月22日 木曜日 第13381号(日刊)

吉岡(チッソ元社長)西田(同工場長)被告に有罪判決

熊地裁 水俣病刑事裁判

禁固2年 猶予3年
業務上過失致死 2人は未完成

実態離れた司法決着
「胎児も人」の新判例示す

胎児への被害 予見可能性 検察の主張認める

諸科学の勉強痛感 石田



有罪判決を受けて泣き、「意外な判決だった」と語る吉岡(右)、西田(左)両被告

【熊本県】 熊本地方裁判所(熊地裁)は21日、水俣病事件の元チッソ社長吉岡公一と元工場長西田正一両被告に、業務上過失致死傷罪で有罪判決を言い渡した。両被告は禁固2年、執行猶予3年の判決を受けた。判決は、胎児も人として保護されるべきという新判例を示した。検察は、胎児への被害は予見可能だったと主張し、これを認めた。石田正一(元チッソ社長)は、判決を受けて「諸科学の勉強痛感」を述べた。

■ 被告：元チッソ社長・元チッソ水俣工場長

1976.5.4：起訴

1979.3.22：一審判決

1982.9.6：二審判決

控訴棄却(被告上告)

1988.2.29：上告棄却

■ 患者6人を死亡、1人に傷害を与えたとして、業務上過失致死傷罪で起訴

CONTENTS

✓ CHAPTER1

揺れる水俣ーかき消す力と抗う

✓ CHAPTER2

水俣病訴訟の現状

✓ CHAPTER3

加害者の「謝罪と補償」の現在

一次訴訟判決から50年一係争中の水俣病訴訟

	訴訟名	裁判所	被告	原告	内容
1	ノーモア・ミナマタ 第2次訴訟	熊本(国賠)	国・熊本 県・チッソ	1550人	2013.6.20提訴 熊本地裁で係争中
2		東京(国賠)	国・熊本 県・チッソ	82人	2014.8.12提訴 東京地裁で係争中
3		大阪(国賠)	国・熊本 県・チッソ	148人	2014.9.29提訴 2023.9.27大阪地裁判決 (原告勝訴) 大阪高裁へ
4	ノーモア・ミナマタ 第5次訴訟	新潟(国賠)	国・昭和電工	148人	2013.12.11提訴 新潟地裁で係争中
5	新潟第2次抗告訴訟	新潟(行政)	新潟県・新 潟市	6人	2019.2.4提訴 新潟地裁で係争中
6	第2世代訴訟(互助 会)	福岡(行政)	国・熊本県	7人	2015.10.15提訴 2022.3.30熊本地裁判決 (原告敗訴) 福岡高裁で係争中
7	倉本認定義務付け訴訟	熊本(行政)	熊本県	1人	2018.12.19提訴 熊本地裁で係争中
8	K氏認定義務付け訴訟	大阪(行政)	熊本県	1人	2020.06.17提訴
9	御所浦の原告 認定義務付け訴訟	大阪(行政)	国・熊本県	1人	2022.5.25提訴 2013.8.21認定申請 2019.1.9棄却、2019.4.2不服申立
10	特措法手帳返上損賠訴 訟	東京(損倍)	国・熊本 県・鹿児島 県・チッソ	1人	2015.1.13提訴 2019.6.1・東京地裁判決 (原告敗訴)、2020.02.27・東京高裁判決 (原告敗訴)、原告上告し最高裁で係争中

Question

救済・補償を受けるには
まずどうするか

1974年

公害健康被害の補償
等に関する法律

(公健法)

現在申請できる

認定患者手帳
(補償金+補
償給付+保健
福祉事業)

1996年

水俣病総合対
策医療事業

1995年3月終了
1996年7月終了

医療手帳

(一時金+
医療給付)

保健手帳

(医療給付
のみ)

2005年

水俣病総合対策
医療事業の拡充

2010年4月終了

新保健手帳

(医療給
付)

2009年

水俣病の救済に
係る特別措置法

2012年7月終了

被害者手帳

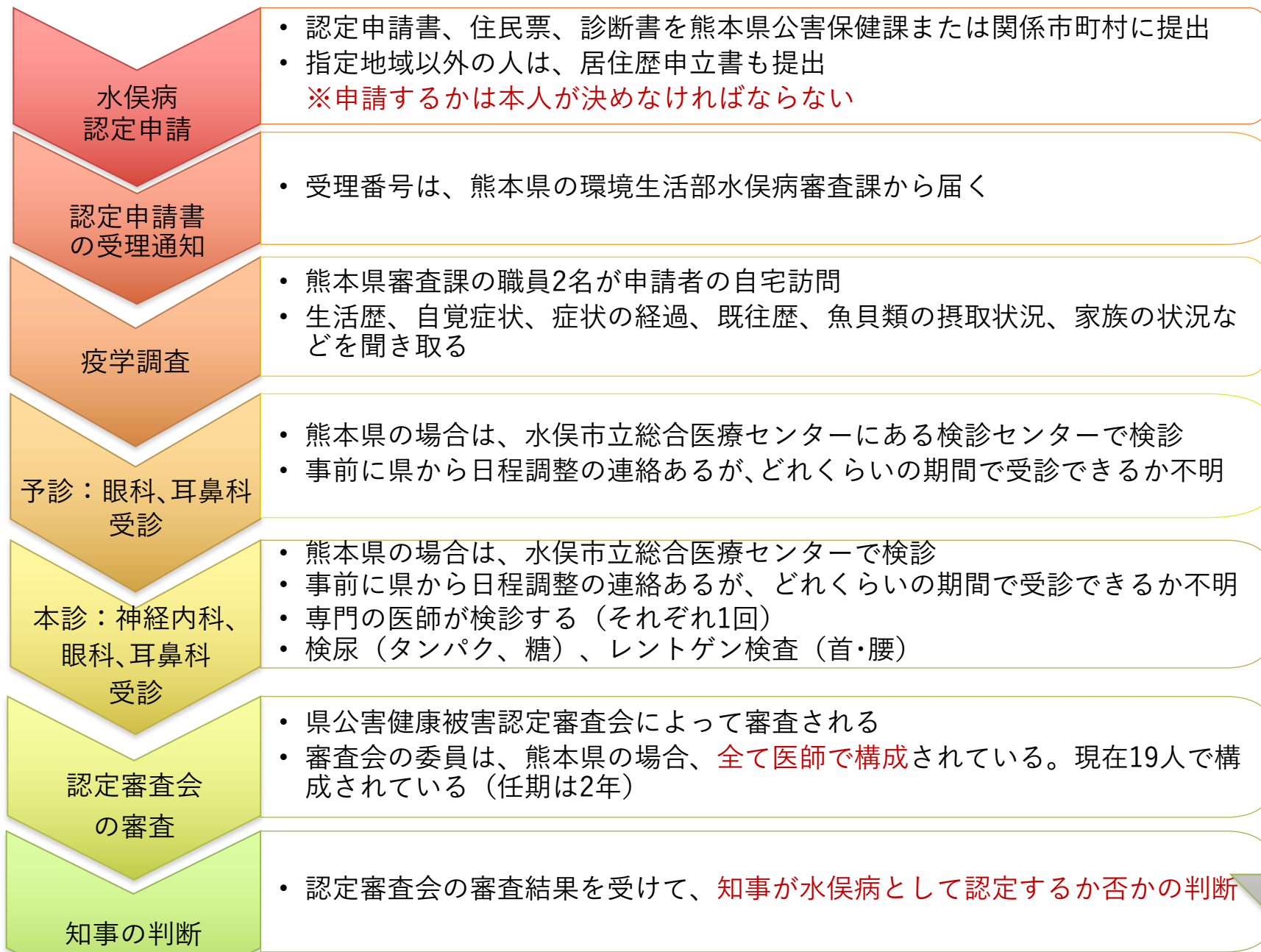
(一時金+
療養費)

被害者手帳

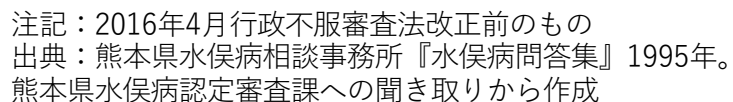
(療養費の
み)

- ❑ 疫学条件は「メチル水銀に汚染された魚介類を多食したこと」
- ❑ 臨床症候は「四肢末梢優位の感覚障害」

熊本県の水俣病認定申請の流れ



水俣病認定申請者治療研究事業
治研手帳



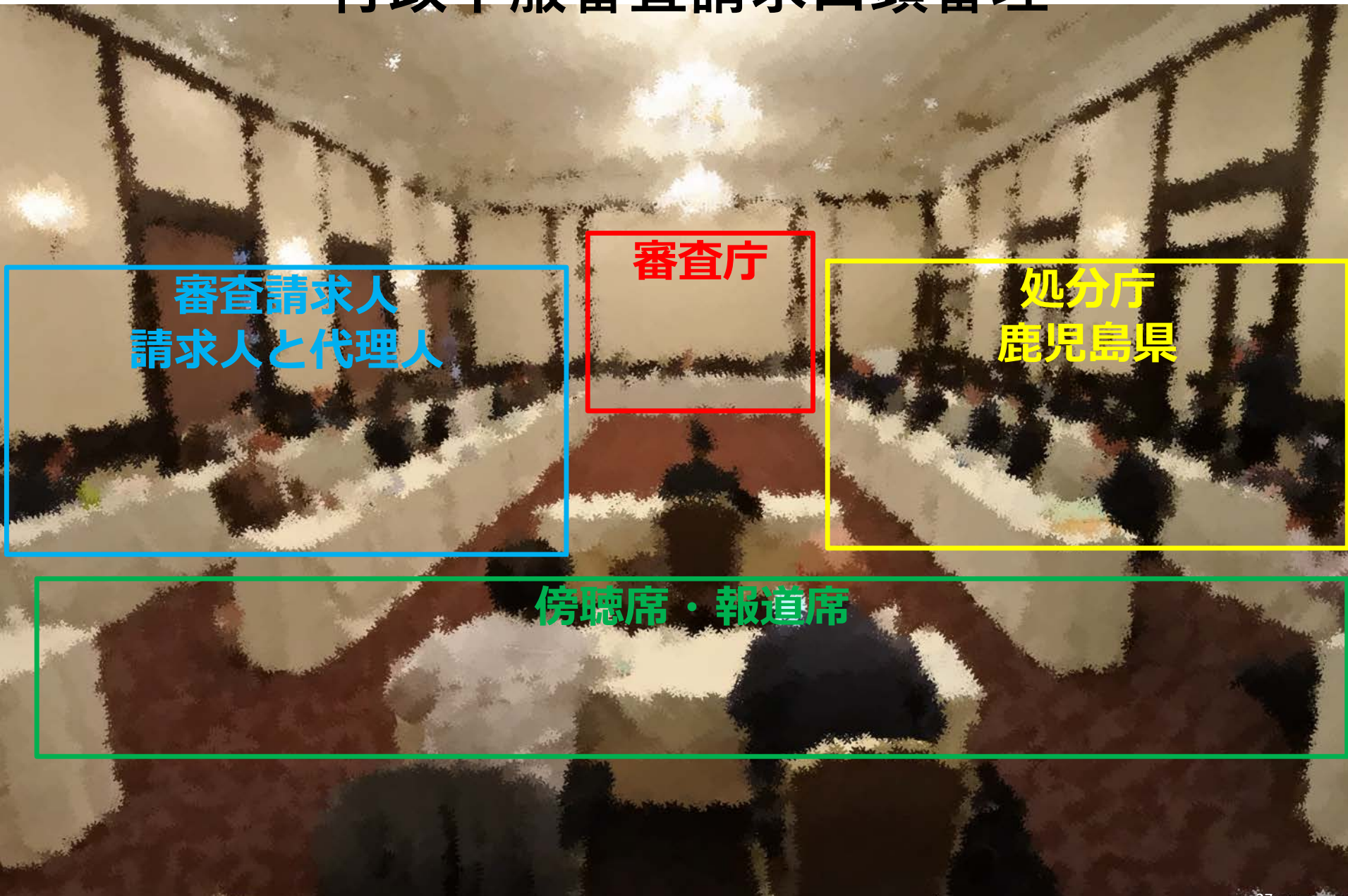
公害健康被害補償不服審査会 (以下、審査庁)

- 1974年に設置
- 委員は6人
- 委員の任命は、衆参両院の同意を得て環境大臣が任命
- どんなことを取り扱うか
 - 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく都道府県知事等の認定又は補償給付の支給に関する処分
 - 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく独立行政法人環境再生保全機構の認定または救済給付の支給に関する処分
- この審査会の裁決は、行政不服審査法によって関係省庁を拘束する



水俣病関西訴訟最高裁判決 2004年10月
規制権限を行使せず被害拡大したとして、**国と県は賠償責任を負うと司法で認められた。**

行政不服審査請求口頭審理



審査請求人
請求人と代理人

審査庁

処分庁
鹿児島県

傍聴席・報道席

第2世代（胎児性世代）訴訟

国家賠償請求訴訟

原告9名 2013年原告1名が行政認定取下

2007年 提訴
2014年 熊本地裁判決→3名が認定
2020年 福岡高裁判決→全員棄却
2021年 上告退けられる

- チッソ：メチル水銀排出等の不法行為への損賠
- 国・県：各種規制権限を行使せず排水を止めなかったことへの賠償

認定義務付け訴訟

原告7名

2015年 提訴
2022年 熊本地裁判決→全員棄却
2022年 控訴 福岡高裁

- 不作為の違法確認の訴え
- 水俣病認定義務付けの訴え

原告ら居住地の地勢状況



Google Earth
Data SIO, NOAA, U.S. Navy

熊本県水俣市茂

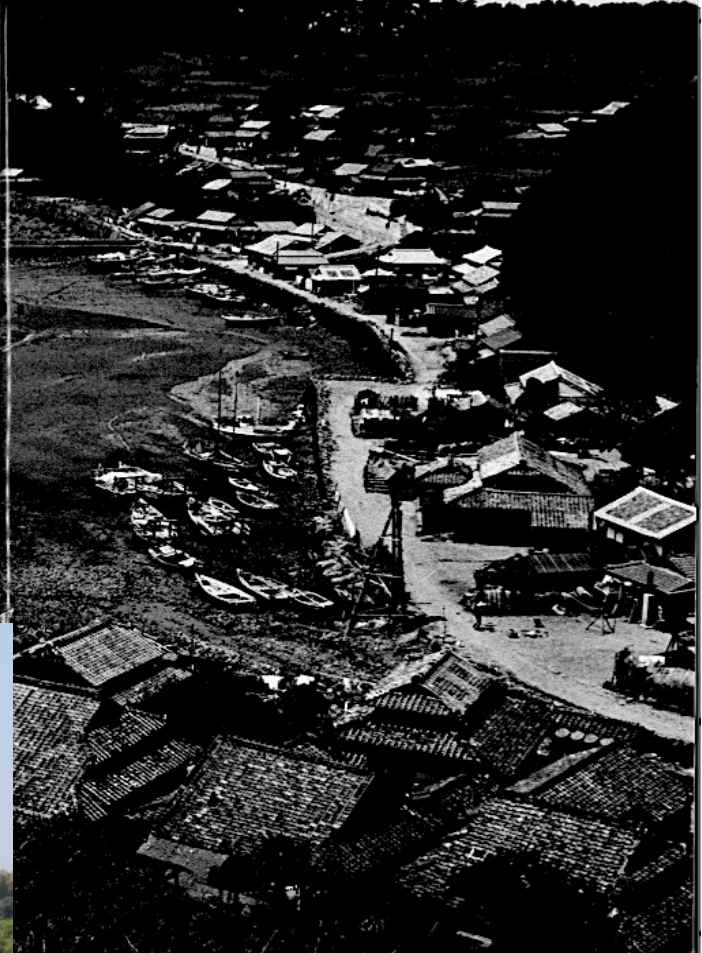
1960年

出典：桑原史成『水俣 終わ
りなき30年—原点から転生へ
』径書房、1986年、pp.4-5。

人口：185世帯4

(2007

認定患者：200名



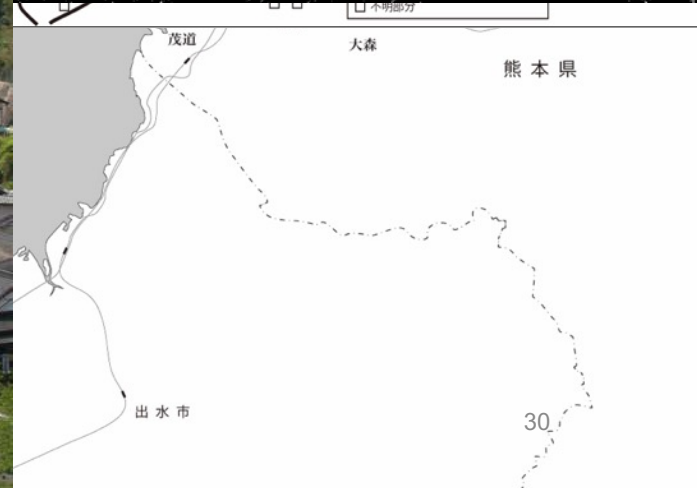
2010年

出典：田尻雅美撮影



水俣市内への道
1981年頃

茂道港
1997年



佐藤さん

- 1954年に水俣市茂道に出生
- 祖父は漁師。父も漁師で1960年漁業補償でチッソに勤務し漁協を除名
- チッソは約束の給料の半額1万円しか支払わなかったため、家族8人を養うには厳しかったため、父は1本釣り漁などで漁を続けた
- 父1973年、母1971年、祖母1986年認定
- 祖父1959年4月に酷いけいれん発作急死、認定されず
- 1962年チッソで安定賃金闘争が起こり、父は仕事がなくなるかもしれないと考え、チッソ勤務しながら甘夏みかんの栽培を開始
- 佐藤家に冷蔵庫がきたのは1966年頃だった

佐藤さんの認定申請の流れ

1994年水俣病総合対策医療事業申請→非該当

1995年公健法の認定申請→1996年棄却

1999年公健法の認定申請→2001年取下げ

- ・ いつまで申請しているのかと地域住民から非難
- ・ 水俣病は終わったという地域社会の風潮

2005年公健法の認定申請→2015年棄却

2007年国賠訴訟提訴

2015年公健法の認定申請→公的検診中

2015年認定義務付け訴訟提訴

2023年 **18年**

義務付け訴訟の1審判決 佐藤さんの曝露について

- 父が1960年に漁業補償の一環で水俣工場に勤務したことなどから少年期に魚貝類の摂取は相当程度減少したとみるのが相当
- 魚を食べないようにしようという話はなく引き続き魚貝類を食べたと供述するが、当時5～6歳の記憶が残っていたり、その内容を理解できていたとは考えにくく、**かかる供述は信用できない**

出典：「判決文」熊本地裁、2022.3.30、321-323頁。

裁判所は原告は嘘を言っていると判断

熊本県の主張（行政不服審査請求口頭審理で問題になった曝露の記述部分を抜粋）

2015年11月30日

棄却通知

- ・「有機水銀に対する**相当程度のばく露があったと認められました**」

2017年3月14日

弁明書

- ・「**胎児期**においては水俣病を発症するほどの**ばく露があったとは認められない**」が出生後の曝露状況を踏まえて、「**出生後、メチル水銀に対する相当程度のばく露があったと認められる**」

2019年10月3日

弁明書（2）

佐藤さん口頭審理当日
に受け取る

- ・「**乳児期**に水俣病を発症し得る程度のメチル水銀に**ばく露したと認めることはできず、幼少期にも同程度の水俣湾の魚介類を摂取していたとは考え難い。**」

行政不服で県が佐藤さんの 曝露を否定した理由

- 佐藤さんの父親が漁協組合員であり、操業自粛を知っていたこと・魚介類が危ないという状況を認識し得た
- 父親がチッソに就業後は水俣湾で採取された魚を大量に自家消費したとは考えがたい
- 佐藤さんご自身が魚介類を摂食されていないということで申し上げたのではなくて、水俣病を発症する程度には摂食されていない

水俣病事件史上、熊本県が患者多発
漁村の方の曝露を否定したのは初

水俣病不服審

県、棄却時の理由変更

請求側反発、審査長も疑問

水俣病の認定申請を「公害健康被害補償不服審査会（佐藤浩審査）」に棄却された水俣病被害者互助会の佐藤英樹（長）は11日、熊本市で樹会長（64）＝水俣市＝口頭審理を開いた。県は「汚染魚の多食は不服審査請求で、国側は「汚染魚の多食は」

について、県側はこれまで「魚介を食べ相当程度の水銀暴露はあったが、水俣病を発症するほどではなかった」としていた。しかし、佐藤さんらが県などを訴えている「認定義務付訴訟」で、県の主張を踏まえ、「（認定患者である）両親は魚介の汚染を知り、幼い佐藤さんだけでは食べさせなかった」と変えた。佐藤さんは「当時の漁村は貧乏で魚しか食べる物はなく、汚染の認識もなかった」とし、代理人らも「現地調査もない推測のみの主張を転換で撤回すべきだ」と追及した。



水俣病認定棄却を巡る公害健康被害補償不服審査会に臨む佐藤英樹さん（写真中央）＝11日、熊本市中央区

佐藤さんは2005年に認定申請し、15年の棄却後に不服審査を請求した。（堀江利雅）

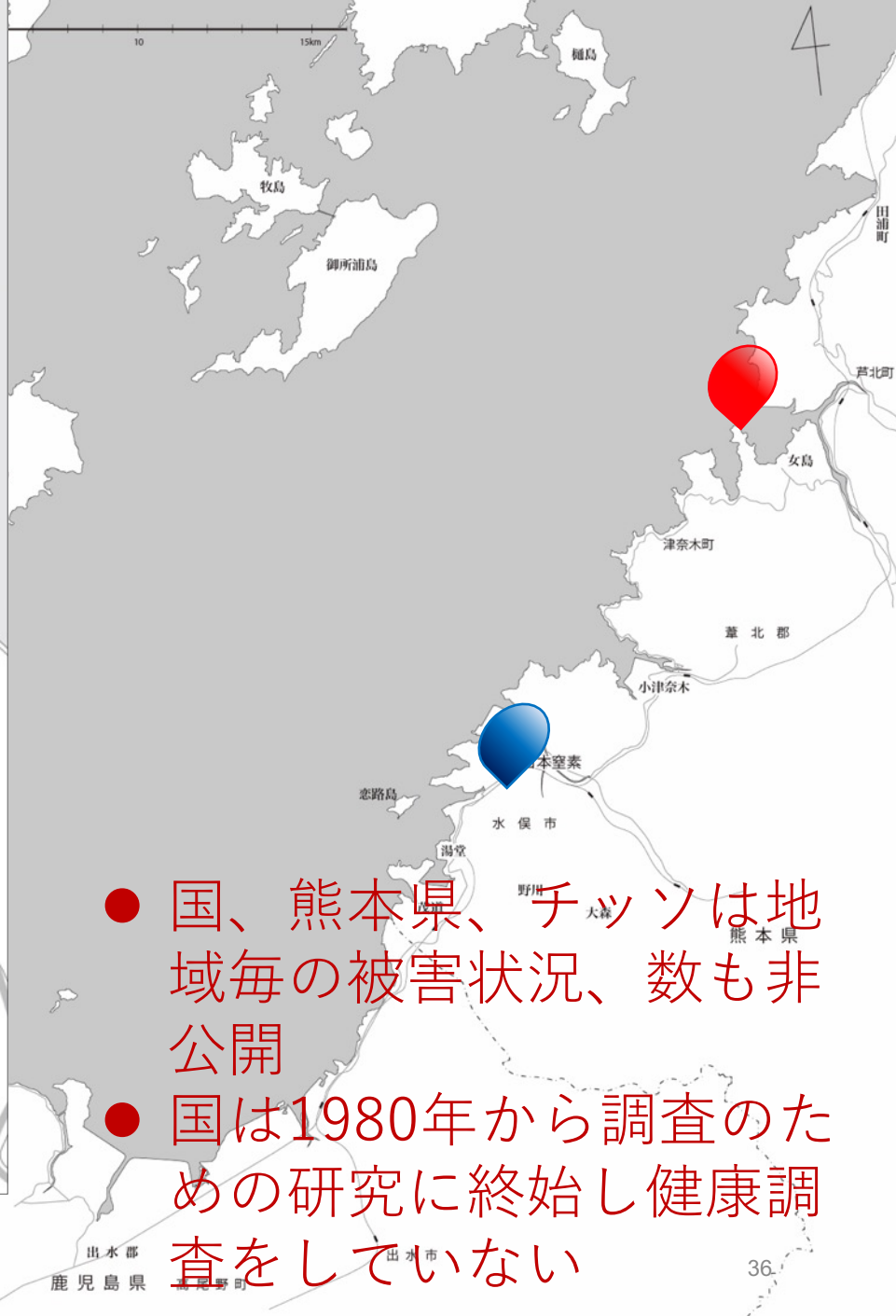


女島の水俣病発生状況

赤：認定患者がいる居宅

青：各種救済手帳のみの居宅

白：補償状況不明居宅



- 国、熊本県、チッソは地域毎の被害状況、数も非公開
- 国は1980年から調査のための研究に終始し健康調査をしていない

熊本県芦北町女島 小崎弥三網 1949年頃

家族・親族・網子らが獲
れた魚を分け合い食べる
のが日常の暮らし

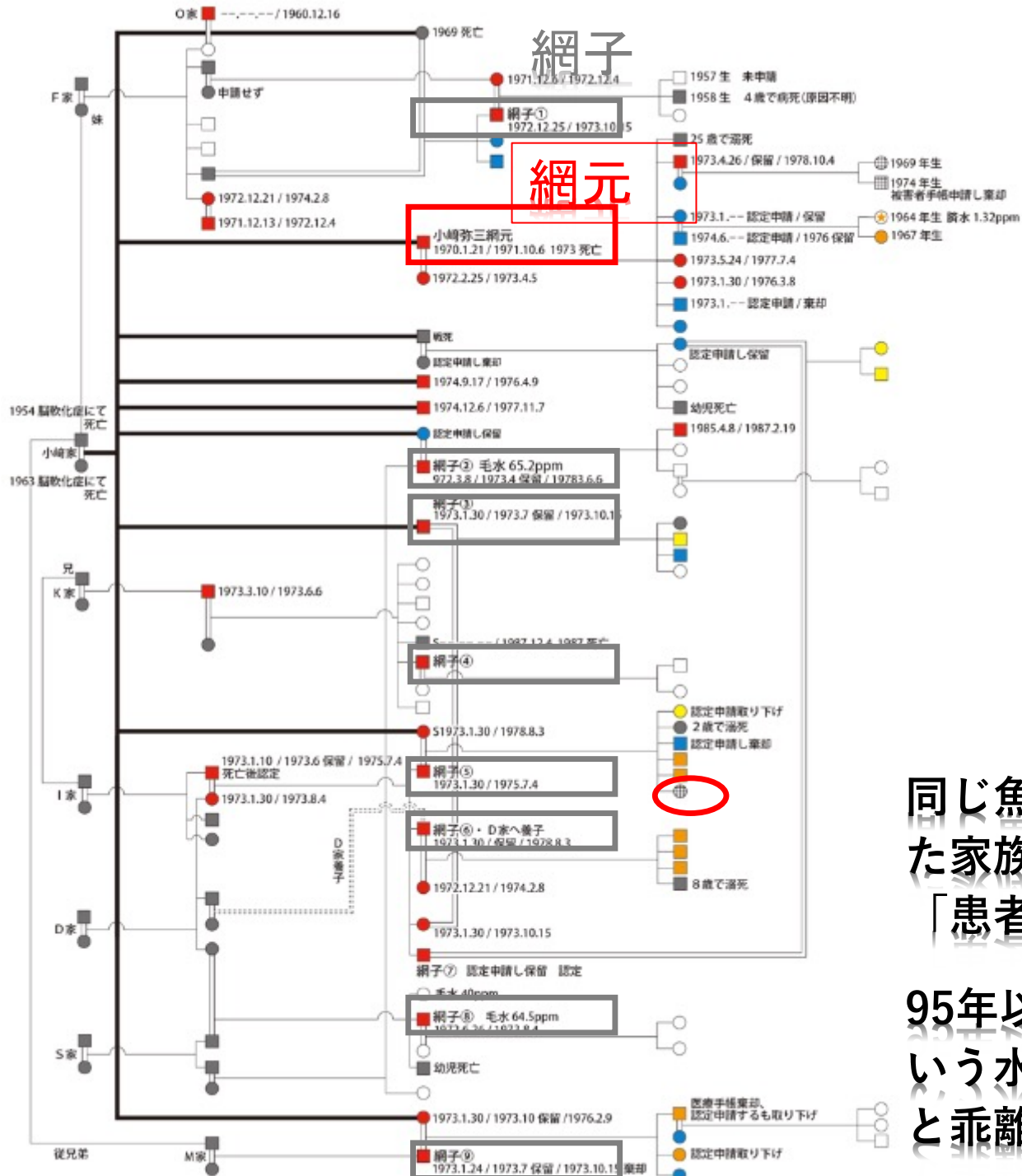
網元



1965年頃の漁村の風景（熊本県芦北町女島）

バラ（ザル）





- 水俣病認定患者
- 医療手帳
- 新保健手帳→被害者手帳
- 被害者手帳
- 未検診死亡者
- ★ 新保健手帳→被害者手帳 (一時金なし)
- 不明または未申請
- 水俣病認定申請中
- 小崎家親子関係
- 夫婦
- 養子関係

同じ魚を獲り、同じ魚を食べた家族内で

「患者」と「被害者」に分断

95年以降の「最終解決」という水俣病施策が実態の被害と乖離をつくった

女島での 毛髪、臍帯結果と 補償救済状況

注記) 表中の「臍帯」「藤木」は、原田正純が1960年から藤木素士（現熊本県環境センター所長）に測定依頼した値を示す。また表中の「臍帯」「赤木」は、原田正純と熊本学園大学水俣学研究センターが赤木洋勝（当時水銀ラボ）に測定依頼した値を示す。

患者番号の「○」は2011-2012年調査で医学的な調査をしている方を示し、「△」は1976年不知火総合調査団が医学的な調査を行った方を示す。

「生年」の括弧内の年齢は熊本県衛生所が行った調査時の年齢を示す。

「毛髪検査成績書（松島ノート）」には測定時年齢の記載のみであるため測定時年齢から生年を計算した。水銀値はいずれもメチル水銀値（ppm）である。

表中背景の青は毛髪水銀値50ppm以上で認定されていない方、黄は認定申請し棄却または保留だった方が第2回行政不服審査請求で認定された方、緑は認定申請中に余命短いとされ被害者手帳申請をして取得された方、オレンジは臍帯水銀値1ppm以上あるが一時金なしの被害者手帳を取得された方を示す。

出典) 患者番号1～10の毛髪水銀値は、緒方正実『孤闘－正直に生きる』創想舎、2009年より抜粋

表中の「毛髪」は熊本県衛生部「毛髪検査成績書（松島ノート）」宮澤信雄旧蔵資料、1963年より抜粋。「藤木」「赤木」の臍帯水銀値は、「不知火海沿岸住民の保存臍帯のメチル水銀値」『水俣学研究』創刊号、2009年、pp.151-167から抜粋。

1964年生の臍帯1.32ppm

東京の臍帯水銀値0.131

公健法小児疫学条件の臍帯水銀値1

番号	生年	毛髪値			補償救済状況	巾着網時代の漁業状況
		松島	藤木	赤木		
1	1913	20			未申請 病死	夫は網元
2	1935 (25歳)	76.6			認定申請準備中に病死	父は網元
3	1938 (22歳)	45.3			未申請 病死	父は巾着網網元
△	1953 (6歳)	182			認定申請取り下げ	父は網元
5	1950 (10歳)	91.5			医療手帳	父は網元
6	1952 (8歳)	62			医療手帳	父は網元
7	1935 (25歳)	71.2			認定患者	義父は網元、夫は網子
8	1955 (4歳)	224.3			医療手帳	祖父は網元、父は網子
9	1957 (2歳)	226			認定患者 (第2回行政不服採決)	祖父は網元、父は網子
10	1959 (3ヶ月)	33.5			認定患者 (胎児性)	祖父は網元、父は網子
11	1928 (32歳)	19			認定患者	長男、次男は網子
△	1937 (24歳)	32.8			医療手帳	網子
13	1904 (56歳)	139.4			認定患者	巾着網網元
14	1909 (51歳)	20.5			認定患者	夫は網元
15	1938 (22歳)	41			医療手帳	父は網元
16	1930 (30歳)	63			認定患者	父は網元
17	1929 (31歳)	65			未申請 病死	父は網元
18	1972		0.15		未申請	父は網元
19	1967		0.27		被害者手帳	父は網元
20	1971		0.25		未申請	父は網元
21	1916 (44歳)	65.2			認定患者	網子
22	1922 (38歳)	64.5			認定患者	網子
23	1931 (29歳)	40			未申請 病死	網子
24	1961		0.49		未申請	父は船大工、網子
25	1962		0.28		未申請	父は船大工、網子
26	1960			0.28	被害者手帳	父は網子
27	1962			0.38	未申請	父は網子
28	1964			0.23	未申請	父は網子
29	1967			0.62	未申請	父は網子
△	1916 (44歳)	30.5			病死	網子
㊦	1967			0.85	被害者手帳	父は網子
㊧	1971			0.15	被害者手帳非該当	祖父、父は網子
33	1973			0.12	未申請	祖父、父は網子
34	1964			1.32	被害者手帳 (一時金なし)	父は網子

熊本県芦北町の女性、第2世代訴訟原告の 公健法の認定申請の経過

自分の病が何かを知るのに

16年

2005年4月 公健法の認定申請

2006年6月 疫学調査

2015年10月 公的検診

2016年1月 鹿児島県公害被害認定審査会に諮問

2016年2月 鹿児島県が棄却処分通知

2016年2月 鹿児島県に異議申立

2016年4月 鹿児島県が異議申立を棄却

2016年5月 行政不服審査請求申立

2020年1月 行政不服審査請求口頭審理 開催

2021年10月 公害健康被害補償不服審査会が棄却処分

第2世代国賠訴訟

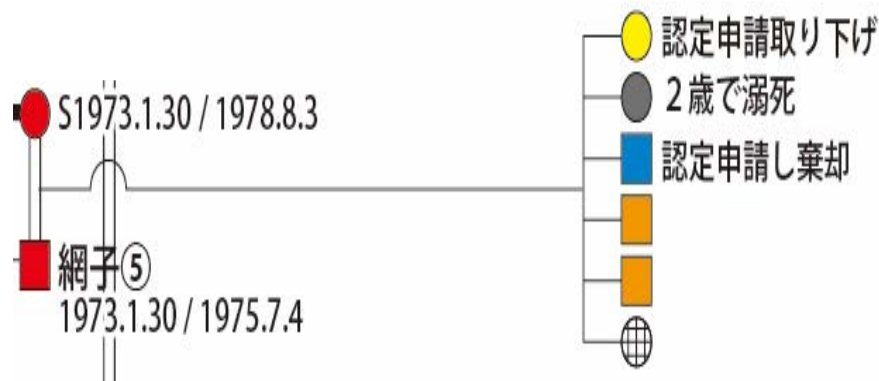
控訴審での岩本さんに対する国・熊本県の主張

胎児期や幼少期のメチル水銀被害を訴える「水俣病被害者互助会」の未認定患者が、国や熊本県、チッソを相手に損害賠償を求めた訴訟。1審では3人が司法によって水俣病と認められた。

成人の場合（52年判断条件）

● 疫学条件

- ア. 汚染当時の毛髪、臍帯などの濃度
- イ. 魚貝類の摂取状況
- ウ. 居住歴、家族歴、職業歴
- エ. 発病の時期、経過



■ 水俣病認定患者 ■ 医療手帳

■ 新保健手帳→被害者手帳

■ 被害者手帳

ウ. 「兄弟において公健法に基づく水俣病認定患者が見当たらないことは、同居家族内でメチル水銀曝露状況が顕著に異なっていたこと、ひいては、これらの同居親族が父母のようにメチル水銀曝露をしていなかったことを裏付けるものといえる。

したがって、一審原告〇〇が、水俣病を発症し得る程度に高度のメチル水銀に曝露したとは認め難い。」

出典：「第7準備書面」福岡高等裁判所、2016年10月30日、p.30。

「庭先でしゃがんでこぶし大の魚をその魚より長い包丁で捌くことができていたと認められ、症候は認められないか、（水俣病は）認められるとしても軽度であった。したがって原告の両親が認定患者であることから、直ちに原告がメチル水銀中毒症を発症するに足りるだけのメチル水銀暴露があったとはいえない」

出典：国・熊本県「第5準備書面」、第2世代訴訟国賠訴訟資料

公害健康被害補償不服審査会の裁決書 (2021.10.18)

体を締め付ける洋服や下着の着用により肩こり、腰痛などの症状が悪化していることから、何か圧迫生の機序でしびれが生じている可能性も考えられる。(略)

更年期障害が感覚障害の原因となっている可能性も考えられる。

以上によれば、請求人にみられる感覚障害をもって、有機水銀に対するばく露に起因する感覚障害と判断することはできない。

請求人は、20代からからす曲がり、頭痛、肩こり、ふらつき、耳鳴りがあったとしているが、これらの症状は、精神的な不定愁訴を含めた様々な病態によって生じるものであり、請求人に水俣病の主要症候が認められないことに鑑みれば、有機水銀に対するばく露に起因するものと判断することはできない。

水俣病関西訴訟最高裁判決

2004年10月

公式確認から48年
排水停止から36年
国と県の責任が確定

水俣病 国、県に責任



最高裁 初判断

関西訴訟 原告側が勝訴

規制怠り被害拡大

未認定37人に7150万円賠償

水俣病関西訴訟の判決骨子

国は1959年12月末には、チソの工場排水について旧水質2法による規制権限を行使すべきだった

国が60年1月以降、規制権限を行使せず被害を拡大させたのは、著しく合理性を欠き違法

熊本県も国と同様の認識を持ち、後援調整期間で規制権限を行使する義務があった

国と県には、患者71人分の約150万円の賠償責任がある

59年12月末以前に被害を受けた患者8人については、国、県の過失が不明と被害の因果関係を認められない

ズーム

水俣病関西訴訟は、1959年12月末には、チソの工場排水について旧水質2法による規制権限を行使すべきだった。国が60年1月以降、規制権限を行使せず被害を拡大させたのは、著しく合理性を欠き違法。熊本県も国と同様の認識を持ち、後援調整期間で規制権限を行使する義務があった。国と県には、患者71人分の約150万円の賠償責任がある。59年12月末以前に被害を受けた患者8人については、国、県の過失が不明と被害の因果関係を認められない。

水俣病語り部に差別電話

会長宅「金欲しいのか」

水俣病認定患者で熊本県水俣市立水俣病資料館「語り部の会」会長(56)の自宅に5月、「そんなに金が欲しいのか。(水俣病の)被害者のふりをして。もうやめんか」などと中傷する電話が計3回かかってきたことが7日、分かった。会長は「根深い水俣病への差別や偏見が現在もある。全て

の被害者に対する侮辱行為で、行政は人権問題として啓発に力を注ぐべきだ」と訴えている。

会長によると、電話があったのは、水俣病犠牲者慰霊式が同市で開かれた5月1日。午後9時前、テレビで慰霊式に出席した会長の姿が放送された直後に電話が鳴り、会長の妻が出たとい

「あんなに金が欲しいのか。被害者のふりをして。もうやめんか」などと言った。会長は当時外出中だったため、翌日、電話機に表示された発信元の携帯電話番号を警察に連絡した。

会長宅にはその後、今月6日までに夜間や早朝に十数回、非通知の無言電話があった。会長は24日に面会予定の蒲島郁夫知事に水俣病への差別や偏見の解消に取り組むよう申し入れる考えだ。

拘束の元同級生に遺棄容疑で逮捕状

准看護師事件

(河野潤一郎)

女子高生が警察に通報した。女子高生から事情を聴いた。

熊本・女子高生
不明事件の経過

遺体が
人吉市



今なお続く差別 申請を抑制

水俣市立水俣病資料館の語り部の会
会長(56歳)の自宅に差別電話

会長は、2007年3月に水俣病認定

2014年5月、自宅に中傷する電話が
計3回かかる。留守番電話に残る発信
先を警察に届け出。その後、非通知
の無言電話が夜間や早朝にあった

「そんなに金が欲しいのか。被害
者のふりをして。もうやめんか」

「いつまであんだどま騒ぐとか」

行政不服審査請求処理状況 水俣病

2023年3月13日付

原処分庁		審査請求 件数	処理済件数					計	未処理件数
			取下げ等	裁 決					
				却下	取消し	棄却	計		
1	新潟県	149	39	0	2	104	106	145	4
2	新潟市	37	14	3	2	10	15	29	8
3	熊本県	569	320	8	7	184(4)	199(4)	519(4)	50
4	鹿児島県	142	58	3	3	69	75	133	9
合計		897	431	14	14	367(4)	395(4)	826(4)	71

(注) 上表括弧内は今回裁決分(内数)

補償・救済状況

補償内容		熊本県	鹿児島県	計
公健法の認定		1791	493	2284
	認定申請棄却	13224	4397	17621
	認定申請未処分	374	1080	1454
	取下等	3994		
現在の認定申請者数		366		
医療手帳	一時金	7992	2361	10353
保健手帳		28364		
特措法	一時金	19306	11127	30433
	手帳のみ	18307	4416	22723

出典：「水俣支援東京ニュース」東京水俣病を告発する会. 2021.1.25 より作成

一時に個人情報
の危険を
帳する
手拭す
害者選
被金を
金チが
す

出典：2014年9月7日、朝日新聞

水俣病特措法救済 300人が一時金辞退

チッソに氏名通知懸念か

水俣病被害者救済法（特措法）に基づく救済策で、熊本県に一時金（210万円）の支給対象と判定された1万9306人のうち、300人弱が受け取りを辞退していたことが分かった。受け取る場合には、一時金を支払う原因企業のチッソ側に県が対象者の氏名などを伝える必要があり、患者団体からは「名前が伝わることを心配して辞退したのでは」との声が出ている。

県水俣病保健課による

と、県への救済策の申請者は2万7960人。一時金の支給対象と県が判定した対象者には、チッソ側に個人情報伝えることの承諾の可否を確認する文書を送る。この際に辞退した人が300人弱いた。

対象者が個人情報の提供を承諾すると、県はチッソ側に対象者の氏名と住所、電話番号を提供。チッソ側が対象者に請求書の様式などを送付し、手続きを進めるといふ。同課の担当者

は「一時金を支払うのはチッ

ソ側で、個人情報振り込みなどの手続きにどうしても必要になる」と話す。辞退理由は聞いていないというが、チッソ側に伝わるのを避けるために受け取らないという人もいたという。チッソ水俣病患者連盟の高倉史朗事務局長は、チッソ子会社の社員が「チッソ

に名前が伝わるので、今後の付き合いを考えると受け取らなかった」といったケースがあったと聞いたという。「本来は行政がチッソと被害者の間に立ち、一時金をもらった被害者に不利がないようにするべきだ」と指摘する。

（森田岳穂、斎藤靖史）

CONTENTS

✓ CHAPTER1

揺れる水俣ーかき消す力と抗う

✓ CHAPTER2

水俣病訴訟の現状

✓ CHAPTER3

加害者の「謝罪と補償」の現在

国「水銀に関する水俣条約」外交会議の開会式に寄せた故安倍晋三首相（当時）のビデオメッセージ 2013.10.9

- 公式確認から60年の年
- 「哀悼の意を表します」
- 「水銀による被害とその克服を経た我々だからこそ、世界から水銀の被害をなくすため、先頭に立って力を尽くす責任が日本にはあるのだと思います。大気へでる水銀の量を減らすには石炭火力の効率化が欠かせません。川に流れ出る水銀も減らさなくてはなりません。グローバルなマーキュリーミニマムの環境を私たちの世代で築くため、私は日本が持つ技術と経験を今までにも増して世界に提供すべきだと考えました。」
- 「ミ・ナ・マ・タと4つの母音をもつ言葉は、日本の地名だと覚えていただけるでしょう。それは水銀の危険に対するまた対策の必要に対する変わらぬ警告の言葉です。それ以上に希望の言葉です。水俣の海は輝きを取り戻しました。魚はもちろん珊瑚さえ多くの種類を数えるといいます。努力はいつか報われることを教えています。」

出典：「政府広報オンライン」 <https://www.gov-online.go.jp/prg/prg8606.html>、2023.11.25最終閲覧

IPCS1990年の問題提起のとき環境省はどうしたか

毛髪水銀の安全基準値：50ppm

妊婦は10～20ppmに引き下げた方がいいと提言

環境庁は、この提案に反対する委員会をつくろうと大蔵省に予算要求

環境庁の要望書には「基準が低くなれば水俣湾のヘドロの基準の見直しが必要になる。さらに新しい補償問題がおきてしまう。だから反論するための委員会が必要だ」と書いてあった



出典：1990年4月12日、熊本日日新聞

映画「MINAMATAーミナマタ」 水俣市は後援を拒否した

- 2021年8月実行委員会が全国公開前に水俣市で上映会開催を企画。6月に水俣市に名義後援の申請をし、後援拒否した。
- 朝日新聞社の取材に対して、
 - ✓ 水俣市「映画が史実に即しているか、制作者の意図が不明で、被害者への差別・偏見の解消に資するか判断できない。水俣病を過去のものとして忘れたいという市民もいることを踏まえ、後援が適切か分からない」

百間排水口

- 2023年7月26日市が撤去方針から「現地保存」に転換
- 県と市は21日の患者団体向け説明会で、1999年に取り付けた現在の樋門全4基（木製）が老朽化で「脱落などの恐れがある」として、レプリカに交換して現地保存する意向を表明
- 当初の撤去方針の説明が工事直前となり一部市民の抗議行動を招いたことに対し、水俣市の高岡利治市長は、「ここまで注目されるという認識はなかった。説明不足と言われれば、そうかもしれない。いろいろな反応は今後の市政運営に生かしていく」

出典：2023年6月15日、熊本日日新聞

老朽化に伴い水俣市が樋門とコンクリート製の足場を撤去する百間排水口＝同市



水俣病原点の地

水俣市は14日、水俣病の原因企業チッソが有毒な工場排水を水俣湾に垂れ流した原点の地として知られる「百間排水口」（同市汐見町）の樋門を撤去すると明らかにした。

「老朽化に伴い、崩落や流失の恐れがある」としており、今週末にも撤去に着手し、7月に完了する予定。百間排水口はチッソが建設し、現在は市が管理している。



百間排水口のジオラマ。足場の奥に木製の樋門がある
＝水俣市立水俣病資料館

百間排水口の樋門撤去

老朽化で崩落
今週末にも着

市上下水道局によると、全4基と、コンクリート製の樋門は表面が腐食し、足場が58万円で産業廃棄物処分。完了後、百間排水口の樋門は2003年度に2基が交換された。市は2003年度に2基が交換された。市は2003年度に2基が交換された。

水俣市助役（当時） 元国立水俣病総合研究センター所長

「水俣市助役が不適切発言」 未認定患者が質問状

元国立水俣病総合研究センター所長の滝澤行雄・水俣市助役が三月下旬に行った講演の中で、水俣病に関する不適切な発言があったとして、同市の未認定患者、緒方正実さん（四七）が十一日、撤回などを求める同助役あての公開質問状を市に提出した。

質問状によると、滝澤助役は三月二十六日、同市の水俣病情報センターであった国水総研の公開セミナーの中で「頭髮水銀二〇〇ppm以下では水俣病は起こらない」などと発言したとされる。

緒方さんは、昭和三十年代の県の調査で自らの毛髪から二二六ppmの水銀が検出された。しかし、水俣病認定を四回申請したがいずれも棄却され、現在環境省への不服審査請求を続けている。緒方さんは「母や祖母、妹は二〇〇ppmを大きく下回っているが認定患者。発言が事実なら、私の健康被害の理由も含めて根拠を示してほしい」と話している。

これに対し滝澤助役は「米国の大学の研究グループが米食品医薬品局（FDA）に提出した報

頭髮水銀値200ppm
以下では水俣病は起
こらないと発言

告書の内容を説明しただけで、私見ではない」と言っている。
（水俣支局・並松昭光）

質問状への滝沢行雄助役の回答（抜粋）

- 「『米国FDA（食品医薬品局）による規制値の見直し』の説明の際、米国ロチェスター大学医学部研究グループによる水俣病の最小発症値の研究結果を紹介したもので、わたくし個人の研究として知見を提供したものではありません。」
- 「わたしは神経内科ではなく、水銀の中毒学・疫学的研究に従事してきました。水俣病の認定審査にかかわったことはなく、それぞれのご質問に答える立場にないものと思いますので、なにとぞご理解いただければ幸いです。」

出典：2005年5月12日、熊本日日新聞

出典：緒方正実『孤闘一正直に生きる』創想社、2009年、pp.301-302。

原因究明の時の研究者らを彷彿

株主総会を開かずチッソの子会社売却できる水俣病特別措置法が2014年成立

→環境省が認めればできる

2010年1月チッソ社内報

後藤舜吉会長（当時）の発言

「水俣病の桎梏から解放される」

補償協定書 前文
「チッソ株式会社は心から反省する」

チッソ除外法が成立

子会社株売却 会社法の制約受けず

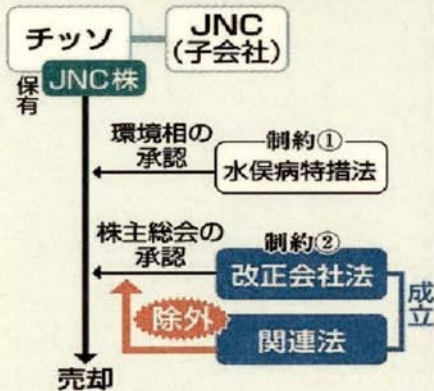
水俣病の原因企業チッソが子会社株を譲渡（売却）する際に株主総会の承認を不要とする会社法関連法が、2014年の参院本会議で可決、成立した。今後もチッソは、水俣病特別措置法（特措法）に基づき環境相の承認が得られれば子会社のJNC株を売却できる。7月株主総会の承認を義務付ける改正会社法は、株主保護を目的に親会社の子会社株売却する際、同日可決、成立した

付けている。

これに対し、日本維新の会は「特措法にな

い新たな制約が加わる」として、チッソを対象から除外する関連法案を提出。被害者団体は「チッソを特別扱いし、水俣病の導引きを図るものだ」と反発していた。チッソの子会社株売却をめぐるのは、森田

子会社株売却の仕組み



チッソの分社化計画では、JNC株の売却益を認定患者の継続補償や巨額の公的債務返済に充てることを想定。ただ、将来的にチッソは清算されるため、被害者団体には「加害者責任が消滅する」との批判もある。

（高橋俊啓）

協 定 書

(以下「甲」という。)とチッソ株式会社(以下「乙」という。)

とは、裏面の「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月16日閣議決定)に基づき、次のとおり協定する。

特措法協定書でチッソが求めたこと

第2条 甲は、今後、水俣病問題に係る事項につき、次に掲げる行為その他一切の請求もしくは活動等(団体を通じての請求、活動等を含む。)を行わない。

- ①乙に対する損害賠償請求訴訟その他一切の裁判上の請求
- ②乙に対する補償等を求める自主交渉その他一切の要求活動
- ③「公害健康被害の補償等に関する法律」の認定に関する認定申請、行政不服審査請求及び行政訴訟
- ④国家賠償請求訴訟

(住所) _____

甲 (氏名) _____ ㊞

(実印)

大阪市北区中之島三丁目3番23号

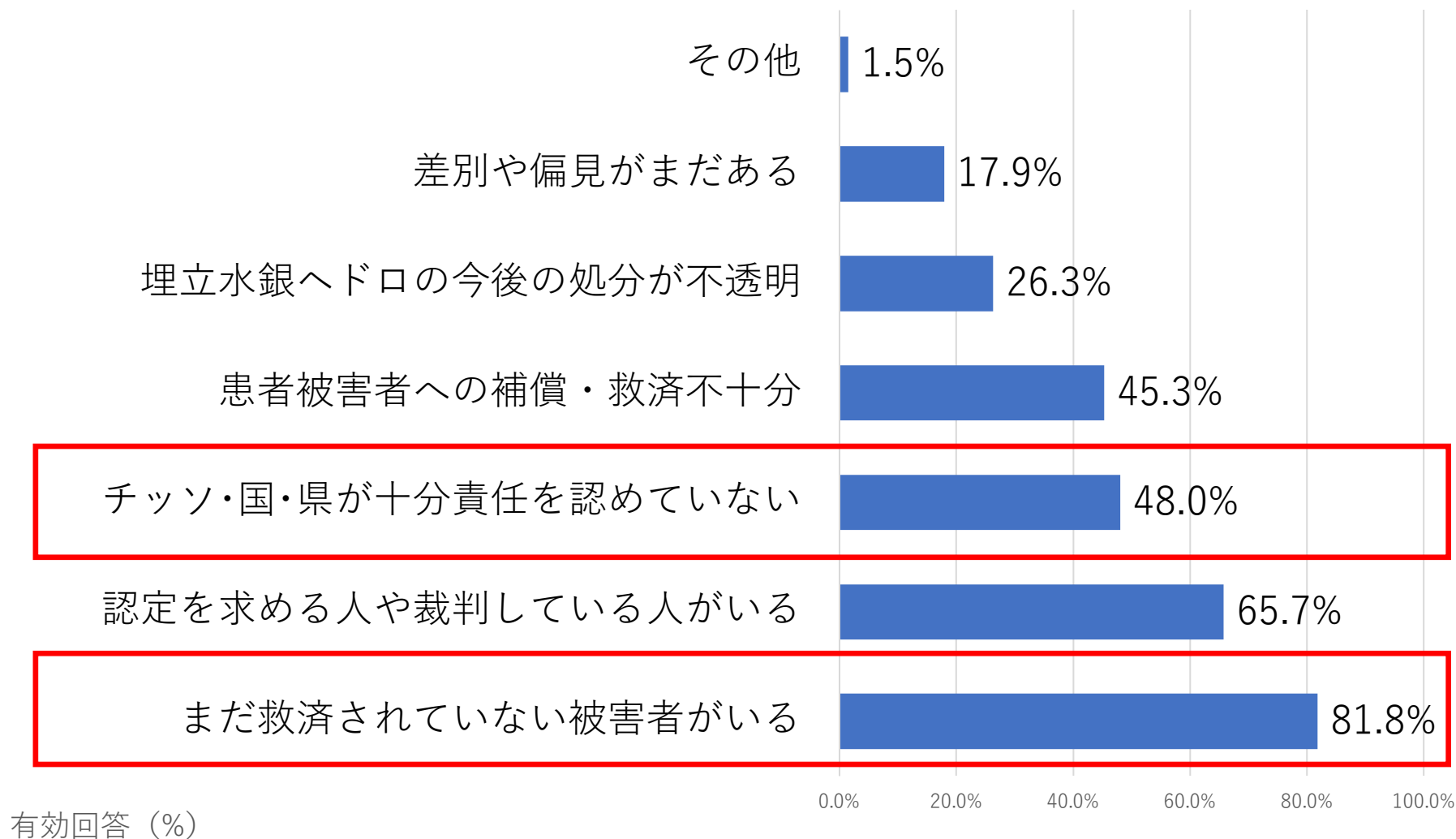
乙 チ ッ ソ 株 式 会 社

代表取締役会長 後 藤 舜 吉

補償協定書 前文

「潜在患者に対する責任を痛感し、これら患者の発見に努め、患者の救済に全力をあげることを約束する」

解決していない理由（複数回答）



水俣病認定申請の書式が公開されているか

熊本県

(3) 申請書様式等

-  認定申請書類一式 (PDFファイル：363KB)
-  認定申請書 (Wordファイル：36KB)
-  居住歴申立書 (Wordファイル：70KB)

手続等についてお尋ねになりたい方は下記連絡先まで御連絡下さい。

郵便番号：862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県水俣病審査課 認定審査班

電話番号：096-333-2283

水俣市

認定申請

-  [介護保険要介護・要支援認定申請書 \(ワード：68.3キロバイト\)](#) 
-  [介護保険要介護・要支援認定申請書 \(PDF：374.6キロバイト\)](#) 
-  [総合事業対象者申請書 \(エクセル：31キロバイト\)](#) 
-  [基本チェックリスト \(エクセル：16.7キロバイト\)](#) 
-  [介護保険認定申請 取下申請書 \(エクセル：184.5キロバイト\)](#) 
-  [介護保険認定申請 取下申請書 \(PDF：59.4キロバイト\)](#) 

鹿児島県、新潟市、環境省
HPではダウンロードできる

出典：熊本県HP、
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/48/50008.html>
2023.11.20最終閲覧

出典：水俣市HP、
<https://www.city.minamata.lg.jp/kiji003290/index.html>
2023.11.20最終閲覧

1974年 水俣病認定申請

1977年、母死亡（公的検診途中）

- ・ 検診途中で亡くなった場合、生前に受診していた病院調査をしなければならない
- ・ 県は、死亡後17年後に病院調査をしていた

1995年 熊本県から棄却通知

- ・ 曝露歴は認めながら「公的資料がない」という理由で溝口チェさんの水俣病認定申請を棄却。申請から21年も経過しハガキ1枚での通知
- ・ 次男の秋生さんは、申請から処分までの期間、母の命日に熊本県に電話で問い合わせていた
- ・ 県は「検討中です」と言い続けた

2001年10月 行政不服審査請求 棄却

2001年12月 熊本県に対し棄却処分取消訴訟

2005年10月 水俣病認定義務付訴訟

2008年 1月 熊本地裁判決で敗訴→控訴

2012年 2月 福岡高裁で勝訴

2013年 4月 最高裁判決で勝訴

2013年 溝口訴訟 最高裁判決



出典：2013年4月17日、朝日新聞

感覚障害だけでも
水俣病

国は77年判断条件とほぼ変わらない「新通知」

一次訴訟判決 から50年

補償協定書 前文

「チッソ株式会社の
態度による苦痛、加
えて種々の屈辱、地
域社会からの差別等
により受けた苦しみ
に対して、チッソ株
式会社は心から陳謝
する」

出典：「協定書」1973年7月9日



2023年

認定申請をしている方々の状況

□ 熊本県は、県内20人、県外5人の50歳以上の男女25人を審査

□ 2023年7月24日現在

認定者：1791人

棄却：延べ1万3321人

未処分者（知事の判断待ち）：**370**人

うち**6**人は**死亡**、

うち**15**人は申請から**10年**以上経過

CONCLUSION

- ✓ 一次訴訟判決から昨年は50年の年だった。あらためて補償協定書をみると「何が水俣病か」病像・汚染の時期・対象地が訴訟の争点となっている。原因企業・熊本県・国に抗う人たちへ、権力が訴訟のなかで、行政不服のなかで、さらなる苦痛、屈辱を与えている。
- ✓ 様々な水俣病を作り出すことで、地域での差別を生み出し続けた50年
- ✓ 歴史は書き換えられる危うさを水俣病の訴訟で、行政不服審査請求の場において肌で感じる
- ✓ 原発事故で福島から他県に避難した人が国と東電をあいにて訴訟をしている。水俣では国の責任が認められるのに48年もかかった。同じ歴史を福島の人たちに味合わせていいのか